

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

岐阜県

学校名

白川村立白川郷学園

人権課題

子供

対象学年・
取り扱った教科等

1～9年生・特別活動

時数等

5.5時間

目標・人権教育のねらい

- 学校生活における自己中心的な考え方で行動してしまう場面や、いじめ、名前の呼び捨て等、共通であり共同の問題について考え合い、課題の解決に向けた具体的な取組を決め出すことを通して、自他を尊重しようとする意欲や態度、「違いは豊かさ」と受け止められる人権感覚を養うとともに、権利の主体者として自由に意見表明し、問題状況を変えようとする人権意識を高める。

実施した内容

- 児童生徒集会において、児童生徒会スローガンを共通理解する。(1時間)
- 児童生徒集会において、体育大会の選抜リレーの選手選考の在り方について、児童生徒会執行部から問題提起する。(1時間)
- 選抜リレーの選手選考の在り方について、学級及び、結クラス(縦割り班)で話し合う。(1.25時間)
- 児童生徒集会において、名前の呼び方について、児童生徒会執行部から問題提起する。(1時間)
- 各学級で人権学活を行い、名前の呼び方について考えるとともに、白川郷学園人権宣言の実現状況について話し合う。(1時間)
- 結クラス(縦割り班)で、「自分も仲間も大切にしたい名前の呼び方」について話し合う。(0.25時間)
- 人権集会を行い、白川郷学園人権宣言について考え合う。(1時間)
- 人権教育を通じて育成したい資質・能力の3つの側面から教科等の指導の充実を図る。(通年)

工夫した点

- 《異年齢集団を生かし、多面的・多角的に考え合う話し合い活動の位置付け》
- 全校の児童生徒に関わることを話し合いのテーマに設定し、児童生徒会が中心となって話し合うことにより、全ての児童生徒が問題を自分事として捉え、問題の解決に向けた話し合いに主体的に参加し、決め出した解決策に責任をもって行動できるようにした。
 - 異年齢で構成される結クラス(縦割り班)を生かし、多面的・多角的に考えることができるようにした。
 - 結クラスリーダーである9年生で事前に話し合い活動を行い、論点を整理しておくことで、低学年も自分の考えをもって結クラスでの話し合いに主体的に臨めるようにするとともに、9年生のファシリテート力を高め、6つの結クラスで均質な話し合いができるようにした。
 - 結クラストーク(縦割り班での話し合い活動)の前に学級での話し合いを位置付け、学年の発達段階に合わせて話し合い活動を行い、多面的・多角的に考え、合意形成できるようにした。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

- ・社会科 公民「現代社会の見方や考え方」
- ・道徳科 内容項目 C：「よりよい学校生活、集団生活の充実」

事業成果

《知識的側面》

「子供に関する人権課題」…よく知っている
事業開始時：45% ➔ 事業終了間際：72%

【児童生徒変容の分析】

「子どもの権利条約」等、子どもの人権を守る法令や様々な取組を紹介しつつ、実際に体育大会の選抜リレーの選手選考の在り方や学校の生活の約束、名前の呼び方等について、その判断を児童生徒会に委ね、児童生徒主体の能動的な取組を行ってきたことが、権利の主体者としての自覚を促し、人権に関する知的理解の深まりにつながったと考える。

《価値的・態度的側面》

「学級で意見の違があったときに、話し合いによって全員が納得することはできると思いますか」…そう思う/どちらかというと思う
事業開始時：38% ➔ 事業終了間際：50%

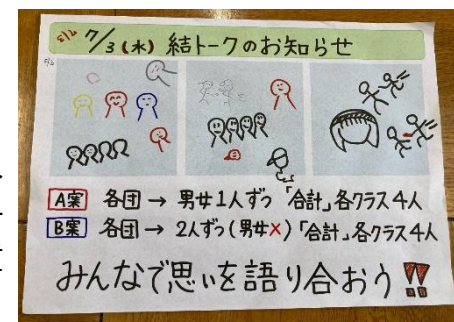
《技能的側面》

「学級の話合いで、学校生活をよりよくするために自分に何かできることはないか考えることはありますか」…よくある
事業開始時：57% ➔ 事業終了間際：63%

【児童生徒変容の分析】

人権教育の視点で教科等の指導の充実を図ってきたことが、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度、よりよい学校生活の実現に向けて主体的に関与しようとする意欲や態度の向上につながった。

特に、学園の最高学年であり、結クラス(縦割り班)の話合い活動を運営する9年生において、話し合いの論点を整理するための資料や掲示物を作成したり、全ての児童生徒が問題を把握し、自分の考えをもって主体的に話し合いに参加できるようにビデオを作成し、司会進行をする姿から、公平で均衡の取れた結論に達する技能が身に付いていると考える。



令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

岐阜県

学校名

白川村立白川郷学園

人権課題

女性

対象学年・
取り扱った教科等

9年生・社会科

時数等

8時間

目標・人権教育のねらい

- ・ 日本国憲法第14条に規定されている平等権について、国民は法の下に平等であり、人種や性別等において差別されないことを理解した上で、男女の本質的平等が実現しない原因や課題について、資料を適切に調べたり読み取ったりすることで、機会的平等と実質的平等の双方が実現しなければ両性の本質的平等等が実現しないことを理解することができる。

実施した内容

- ・ 日本社会に残る様々な差別の問題に関心をもち、問題の解決に向けた予想や学習計画を立て、課題解決の見通しをもつ。(1時間)
- ・ 日本のジェンダー・ギャップ指数が低い理由を調べる活動を通して、男女役割分担観念が根強く残っていることに気づき、自分自身の無意識の差別性と結び付けて自分の考えを表現する。(1時間)
- ・ これからの男女平等の在り方について、本質的平等の大切さに気づき、今の自分やこれからの自分と関わらせながら自分の考えを表現する。(2時間)
- ・ 日本国憲法が定める自由権には、精神、身体、経済活動の自由があり、国民は個人として尊重されていることを理解する。(1時間)
- ・ 日本国憲法が定める社会権は、国民の人間らしい豊かな生活を支えていることを理解する。(1時間)
- ・ 参政権や請求権、裁判を受ける権利が人権保障にとって重要性が高いことに気づき、個人の尊重の観点から自分の考えを表現する。(1時間)
- ・ 個人の人権と公共の福祉の関係を考える活動を通して、双方を尊重することの大切さに気づき、公正の観点から自分の考えを表現する。(1時間)

工夫した点

- 《能動的な学習による知識的側面の育成》
- ・ 社会的な見方・考え方を働かせ、仲間と共に多面的・多角的に考え合うことによって、機会的平等と実質的平等の双方を実現していくことの重要性について深く理解できるようにした。
- 《地域人材・専門家の効果的な活用》
- ・ 弁護士を講師に招き、法律の専門家として意見を伺ったり、多面的・多角的に考え合う追究のよさを価値付けていただいたりすることによって、平等権について知的理解を深めることができるようにした。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との
関連

・特別活動「選抜リレーの選手の決め方について」

《知識的側面》

「女性の人権課題」…よく知っている
事業開始時：54% ➔ 事業終了間際：63%

【児童生徒変容の分析】

「私たちにも不平等的な考えがあるように、全員の考え方をを変えるのは本当に難しいと思った。」という考えが、ジェンダーギャップ解消の様々な取組やその意義について深く理解し、単元末の振り返りでは「形だけの変化や時間が過ぎるのを待つのは意味がない。自分たちや社会の意識を変えていかなくてはいけないと思う。」という、ジェンダーギャップ解消へ向かう主体的な考えへと変化したのは、社会的な見方・考え方を働かせた能動的な学習の結果であると考える。

人権と共生社会 ～ジェンダーの視点で見る平等権～ 自己見つけシート

学習内容について自分の振り返り

自分の学びについての振り返り

9/17

9/19

9/20

	◎	○	△	×
1 自分が納得するまで進捗することができた。	◎			
2 自分の疑問の仲間と進んで議論することができた。	◎			
3 他の疑問の仲間と進んで議論することができた。	◎			
4 内容を復習して、自分の考えを深めることができた。	◎			
5 これから考えたいことが見つかった。	◎			

事業成果

《価値的・態度的側面》

【児童生徒の変容の分析】

「性別ではなく、その人の個性や能力が尊重され、出世できる環境を整えることが大切。」「日常生活では、男女ではなく個人を大切にしていきたい。」と、課題解決に向かう能動的な学習によって、個人を尊重する態度が育まれたと考える。

《技能的側面》

「自分と違う意見について考えることは楽しいと思いますか」…そう思う/どちらかといえばそう思う
事業開始時：75% ➔ 事業終了間際：90%

【児童生徒の変容の分析】

能動的な学習の中で、仲間の考えを聞いて多面的・多角的に考え、自分の考えの根拠をより明確にしたりするなど、自他を尊重し合う能動的な傾聴によって、考えを広げたり深めたりすることができたと考える。



令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

岐阜県

学校名

白川村立白川郷学園

人権課題

外国人

対象学年・
取り扱った教科等6年生・村民学
(総合的な学習の時間)

時数等

11時間

目標・人権教育のねらい

- 世界遺産である白川郷を訪れる外国人観光客に関心をもち、白川郷の魅力を伝える観光ガイドや合掌造り集落での聞き込み調査、プロのガイド講師を活用した体験的活動を通して、様々な国の文化や人々に触れ、多様な見方や考え方を尊重していくことの大切さを実感するとともに、相手の立場に立って考え、相手が求めていることに応えられるような観光ガイドをすることができる。

実施した内容

- 日本人へのガイド経験を生かして、外国人を対象とした1回目の観光ガイドに挑戦する。(2時間)
- 通訳案内士を講師に招き、ガイドに同行しながら観光ガイドのこつを学ぶ。(2時間)
- 外国人観光客の好みや質問等の実態を調査し、ガイドプランを工夫・改善する。(2時間)
- 工夫・改善したガイドプランを生かし、2回目の観光ガイドを行う。(2時間)
- 講師からガイドプランの評価を受け、相手の立場に立つことの大切さを学ぶ。(1時間)
- 工夫・改善した観光ガイドプランや身に付けたスキルを生かし、3回目の観光ガイドを行う。(2時間)

工夫した点

- 《カリキュラム・マネジメントによる探究的な活動》
- 観光ガイドの対象を同学年の修学旅行生から日本人観光客、外国人観光客へと広げることにより、相手意識・目的意識・場面意識を発展的に広げ、多様な見方や考え方に触れることができるようにした。
 - 英語科の学習内容と村民学での観光ガイドの関連を図り、学習内容の重点化と実施時期の最適化を行った。それにより、ALTを外国人観光客に見立てた自己紹介や道案内等、相手意識・目的意識を明確にした英語科の能動的学習を実現するとともに、英語科の学習が外国人を対象とした観光ガイドに生かされ、相手の立場に立ったコミュニケーションができるようにした。
- 《地域の専門家から学ぶ》
- 飛騨地域通訳案内士を講師に招き、異なる言語や文化等、多様な見方や考え方の相手に寄り添い、相手の立場に立った行動をしようとする姿勢の大切さについて学ぶことができるようにした。
- 《地域や関係機関との連携》
- 村の観光振興課から「ジュニア観光大使」に任命されることによって、「村民学」の一環として行う観光ガイド活動に対して使命感をもち、主体的に取り組むことができるようにした。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との
関連

- ・英語科 (Unit2: Welcome to Japan)
- ・社会科 (世界各地の人々と環境)
- ・道徳科 (主題名: 日本のよさを大切に「これが日本」、主題名: かたよらない心で「ピンクのバッグ」)

事業成果

《知識的側面》

「外国人に関する人権課題」…知っている

事業開始時: 31% ➔ 事業終了間際: 63%

【児童生徒変容の分析】

外国人観光ガイド後に、法務省作成資料を用いて、ハイトスピーチについて考える人権学活を行った。
～児童の振り返り～

- ・「日本を選んで来てくれたのに、言われる側の気持ちを考えていないことはおかしい。」
 - ・「それぞれに訳があるから、相手の気持ちを十分に考えもせず行動することはよくない。」等
- 児童は、相手の立場に立って考え、また来たいと思ってもらえることを目指した観光ガイドに取り組んでいる自分たちと差別的な行動をする人々との違いや、ハイトスピーチの不合理性を感じていた。このことから、体験的な活動を通じた人権感覚の育ちがある中で不合理な事実に触れたことが、児童の人権感覚を刺激し、人権課題への知的理解を深め、人権感覚のさらなる高まりにつながったと考える。

《価値的・態度的側面》

「人が困っているときは、助けたいと思いますか」…そう思う

事業開始時: 66% ➔ 事業終了間際: 87%

【児童生徒変容の分析】

3回の観光ガイドを通して、合計40カ国、748名の方々と交流することができた。ガイド後の振り返りにおいて、「歩くペースを気にせず、間が空いてしまった。」「日差しが強いところばかりを歩いてしまった。」等、相手の立場に立った行動ができなかったことを改善点に挙げる児童の姿から、相手の立場に立って自分事のように考え、できる限りの配慮をしようとする思いやりの心が育っていると考える。



《技能的側面》

「自分と違う意見について考えることは楽しいと思いますか」…そう思う/どちらかといえばそう思う

事業開始時: 75% ➔ 事業終了間際: 90%

【児童生徒変容の分析】

「相手の思いを知りたい・応えたい」という強い思いから、英語表現について自主的に調べたり、英語科の学習を生かしたりして、自分から積極的にコミュニケーションをとる姿が多く見られた。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

岐阜県

学校名

白川村立白川郷学園

人権課題

ハンセン病患者等

対象学年・
取り扱った教科等9年生・社会科、
保健体育科、特別活動

時数等

13時間

目標・人権教育のねらい

- ・ 感染症及び性感染症の原因とその予防法について正しく理解するとともに、正しい知識をもち、適切に対処することで感染を予防することができることを理解できるようにする。
- ・ 医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権課題が生じ、今なお偏見や差別に苦しんでいる人々がいることを理解できるようにする。
- ・ 損失補償、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあることを理解するとともに、様々な分野の多くの人々がハンセン病患者等を支援したり啓発活動を行ったりしていることを知り、人権を擁護する活動に取り組んでいる人々の現状についての理解を深めることができる。

実施した内容

- ・ 感染症及び性感染症の原因とその予防方法について学ぶ。(2時間)
- ・ ハンセン病問題から平等権について考え、法整備のみならず人々の根底にある意識を変えることの必要性に気付き、機会的平等と実質的平等の両方が実現した本質的平等の重要性を学ぶ。(10時間)
- ・ ハンセン病問題をテーマにした人権講演会を開催し、人権問題について考え合う。(1時間)

工夫した点

- 《カリキュラム・マネジメントによる能動的な学習》
- ・ 「白川郷学園人権宣言」を継承する取組を充実させるとともに、コロナ禍の不安への記憶が鮮明な今、同じ感染症であるハンセン病問題について能動的に学ぶことによって、人権課題を自分事として考え、偏見や差別の解消に立ち向かう意識・意欲・態度を養うことができるようにした。
 - ・ 保健体育において感染症及び性感染症の原因とその予防法について学び、感染症について基本的内容を学んだ後に社会科の公民の学習を位置付けることによって、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別が生み出された背景や、偏見や差別の理不尽さやについて深く理解できるようにした。
- 《専門家から学ぶ》
- ・ 国立療養所邑久光明園のソーシャルワーカーを講師に招き、現在進行形の人権課題について多面的・多角的に考え、人権侵害を解決するための実践的知識を獲得し知的理解を深めることを通して、生徒の人権感覚を刺激し、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を養うことができるようにした。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との
関連

特別活動（「健康LP（委員会活動）感染症の予防」における全校へのはたらきかけ）

《知識的側面》

「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別」…知っている ※7～9年生

事業開始時：3% → 事業終了間際：48%

【児童生徒変容の分析】

保健学習において感染症に関する知識を学んだ上で、ハンセン病問題から平等権について学ぶ公民の学習を行ったことにより、「薬が開発されて、治る病気になったのに隔離し続けた国の政策は間違っている。」「間違った情報が広まり、その情報が正されずに差別が生み出されたことが恐ろしい。」等、感染症に関する知識や新型コロナウイルス感染症蔓延時の経験等に基づき、ハンセン病問題について多面的・多角的に考え、人権が著しく侵害される（されている）ことの理不尽さについて深く理解することができたと考える。



《価値的・態度的側面》 《技能的側面》

【児童生徒変容の分析】

～学習後の生徒の振り返り～

- ・ 「コロナは入院しても治れば家に帰ってこられた。治っても帰ってこられないなんておかしい。」
- ・ 「家族がコロナに感染したとき、学校へ行けなかったことがあった。ハンセン病になった人は家族と引き離され、二度と家族と一緒に生活できなくなったなんて考えられないし、辛すぎる。」
- ・ 「コロナに感染した人を見て、あの人がなったんだと無意識に思ったけど、今になって思えば、それも差別だったのかもしれない。こういう気持ちで人を傷つけないようにしたい。」

以上の振り返りのように、社会科公民的分野の学習に合わせて保健学習で感染症の予防について学習し、新型コロナウイルス感染症蔓延当時の経験等を踏まえた学習を行ったことが、生徒の人権感覚を刺激し、人権課題を自分事として捉え、人権感覚を養うことにつながったと考える。

さらに、国立療養所で入所者の方や家族とのつながりの支援を行っている専門家として、具体的な事例や最新の情報に基づいた分かりやすい説明、「自分らしく生きられるように」という講師の熱いメッセージが生徒の心根に響き、「正しい情報に基づいて判断し、偏見や差別をしない・許さない自分で在り続けたい。」等、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の高まりにつながった。

事業成果

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市等名

岐阜県

学校名

白川村立白川郷学園

人権課題

その他
(いじめ未然防止)対象学年・
取り扱った教科等

1～9年生・特別活動

時数等

5.25時間

目標・人権教育のねらい

- ・ 自他の行動を見つめる活動を行い、行動や行いを支える見方や考え方、感じ方を言語化し、価値観を共有することを通して、自他のよさを認め合い、自他の人権を大切にしたい行動ができるようにする。
- ・ 「自他の人権を守ることの大切さ」について多面的に考える機会を通して、人権尊重の意識、意欲、態度を高めていくことができるようにする。

実施した内容

- ・ 毎朝「白川郷人権宣言」を朗唱し、自分も仲間も大切にしたい行動規範への意識を高める。(通年)
- ・ 「なりたい自分」と「具現のための活動」を設定し、学級で共有する。(全学級：3時間)
- ・ 朝の会において、「なりたい自分」の具現に向けた具体的な行動目標を設定するとともに、帰りの会において、めあての振り返りと「よさみつけ」による自己評価・相互評価を行う。(通年)
- ・ 児童生徒会による「全校よさみつけ」と、「なりたい自分」とつなげたよさの紹介を行う。(通年)
- ・ 「さん付け」をテーマに、自分も仲間も大切にしたい学園づくりに向けて、各学級、結クラス(縦割り班)、全校集会で考え合う。(全学級：1時間 結クラス：0.25時間 全校：1時間)
- ・ 人権教育の視点で教科等の指導の充実を図る。(通年)

工夫した点

《年間を通した全校統一の取組》

- ・ 人権宣言の朗唱の他、「なりたい自分」とつなげためあてづくりや、帰りの会でのめあての振り返りと「よさみつけ」等、朝の会・帰りの会の内容を全校で統一し、年間を通して、自己についての肯定的な態度や自他を尊重しようとする意欲や態度を養うことができるようにした。
- ・ 国語科の「話すこと・聞くこと」領域の指導内容の系統を拠り所に、人権教育で育てる資質・能力のうち「技能的側面」の指導内容の系統を描き、能動的な傾聴や公平で均衡の取れた結論に達する技能等、技能的側面を中心に人権教育の視点で教科指導の充実を図り、1日の学校生活の大半を占める授業で繰り返し感じ、考え、考え合うことを通じて人権感覚を養うことができるようにした。

《児童生徒会による主体的な活動づくり》

- ・ 児童生徒会主体で全校での「よさみつけ」を行い、児童生徒が「白川郷学園人権宣言」を自分も仲間も大切にしたいための行動規範として認識し、人権の大切さについて考え合い、行動できるようにした。

令和6年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

- ・ 社会科「日本国憲法(第13条 個人の尊重、幸福追求権)等」の理解や自分とのつながりについて考える。
- ・ 道徳科
- ・ 体育科「心の健康」
- ・ 保健体育科「心身の機能の発達と心の健康」

《知識的側面》

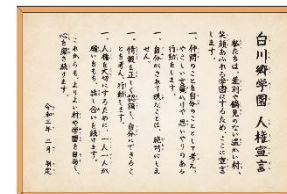
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」…そう思う

事業開始時：87% → 事業終了間際：89%

「いじめの認知件数」4~7月：6件 → 8~10月：11件 → 11・12月：2件

【児童生徒変容の分析】

自他の人権の大切さについて感じ、考え、考え合う特別活動や道徳科等の取組を充実させると共に、自由、責任、権利、義務等の諸概念についての知識や、人権を守る様々な取組について学んだことが、価値志向的な人権感覚を養い、偏見や差別の解消につなぐ実践的な知識の高まりにつながったと考える。



《価値的・態度的側面》

「仲間は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」…そう思う

事業開始前：38% → 事業終了間際：58%

【児童生徒変容の分析】

「なりたい自分」と具現のための具体的なめあてを共通理解し、毎日、自己評価と相互評価を行い続けたことによって、自立・共生・貢献の視点で行動や行いのよさに目を向け合い、自分自身への肯定的な態度や自他を尊重しようとする意欲や態度を養うことができたと考える。



事業成果

《技能的側面》

「学級で意見の違いがあったときに、話し合いによって全員が納得することはできると思いますか」

…そう思う/どちらかといえばそう思う 事業開始前：38% → 事業終了間際：50%

【児童生徒の変容の分析】

人権教育の視点で教科等指導の充実を図り、授業における対話的活動の中で互いの違いを認め、受容できるための諸技能や能動的な傾聴、複数の情報源から公平で均衡の取れた結論に達する技能を身に付けてきたことが、「違いは豊かさ」と受け止められる人権感覚の高まりにつながったと考える。

